

## 令和8年度税制改正要望事項

一般社団法人北法人会

### 総論

令和7年度の税制改正大綱では、「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本としている。

我が国経済は、ようやく長きにわたるデフレからの脱却を実現し得る好機を迎えている中、物価上昇に賃金上昇が追いつかない状況は依然として続いており、物価上昇を超える賃金・所得の増加という形で豊かさを実現できるよう、企業収益及び個人所得を向上させ消費を拡大していくことが重要である。

しかしながら、多くの中小企業が、原油・原材料価格の高騰や人手不足による防衛的な賃上げ等により価格転嫁が遅れ企業収益が圧迫されている状況にあり、持続的な賃上げや新たな成長への投資の原資を確保できていない。

更には、少子高齢化や人口減少が一層深刻な状況となっている。

加えて、アメリカのトランプ大統領の関税引き上げ政策は日本経済に大きな影響を与えるものと考えられる。

これら不安定要素が多い中、我が国の財政健全化のために、中小企業の生産性・付加価値向上により「稼ぐ力」の強化に向けた税制を要望する。

### 各論

#### 1.消費税

＜インボイス制度の検証と改善＞

適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、事務処理に係る負担は拡大した。特に経過措置等を含め会計項目が複雑化し会計処理が困難な状況になっている。

また、取引先の免税事業者にはインボイス登録を強要できないため今後の取引をどうするか考えるものの人手不足も大きな問題で、結果的に企業側が消費税を負担する形となっている。

このような現状をしっかりと検証し制度の見直し等迅速な対応を望む。

#### 2.法人税

＜事業承継税制の適用要件と報告書等の提出義務の緩和＞

平成30年度の税制改正において見直された事業承継税制ですが、適用要件が多く適用された後も適用後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに報告書や継続届出書の提出が義務付けられ、長期に渡り煩雑な手続きを継続して行う必要があるなど理解しづらい点があるため、要件等の緩和と更に免税の拡大を望む。

＜第3者継承のための事業承継税制の拡充＞

我が国企業の大半を占める中小企業において、後継者不在問題が近年増加し、やむなく廃業を余儀なくされた事例が増えている。地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している中小企業の後継者不在問題を解

決する手法としての第3者継承に対しても事業承継税制の拡充を望む。

### 3.相続・贈与税

＜贈与税の基礎控除の引き上げ＞

贈与税の基礎除額は現在110万円であるが、現実には即した更なる引き上げを望む。

### 4.印紙税

＜印紙税の廃止＞

電子取引などに対して印紙税は課税されないなど取引手段によって課税の公平性が保たれていない。政府が推進する「デジタル化」の方針において現在の情勢に即していない17号文章の即時課税廃止と制度の見直しを望む。

### 5.所得税

＜諸控除申請の簡素化＞

年末調整等により配偶者特別控除額等を算出する際、配偶者の所得を確認する必要があるなど事務が煩雑になることから申請の簡素化を望む。

### 6.地方税

＜固定資産税の見直し＞

建築物の課税評価額は、建築時から相当年数が経過し修繕が必要になってもほとんど変わらない状況である。評価方法の明確化と実態に合った評価額にするなど抜本的な見直しを望む。

また、税法上の減価償却と固定資産評価の乖離が大きく固定資産税の負担が経営を圧迫している。実態にあった評価方法に改定いただくことを望む。

＜超過課税の廃止＞

法人市町村民税の超過課税は、長きにわたり明確な理由を示さぬまま安易に行われており、課税の公平性に反するものであることから廃止について検討を望む。

### 7.その他

令和6年度に行われた定額減税の仕方は、インボイス制度により煩雑になった事務負担を更に大きくするものであった。今後このような減税がされる場合は簡素な方法を取り入れて頂く事を望む。

以上